

東ト協助成事業

令和3年度 男性ドライバー免許取得助成事業 実施要綱

令和3年4月1日制定

一般社団法人東京都トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人東京都 トラック協会（以下「東ト協」という）が実施する男性ドライバーの免許取得に係る助成金（以下「助成金」という）の交付について必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(事業趣旨)

第2条 ドライバー不足の問題を開拓する新たな取り組みとして、運転技能向上による安全対策、優良な労働力の確保・育成を図るため、男性ドライバーが大型自動車免許・中型自動車免許（限定解除を含む）・準中型自動車免許（限定解除を含む）を取得した際の費用の事業者負担に対し、その一部を助成する。

(助成対象事業者)

第3条 助成の対象となる事業者は、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）で中小企業者とし、会費の滞納が無い事業者とする。なお、ここでいう中小企業者とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(助成対象ドライバー)

第4条 助成の対象となるドライバーは、東京都内の会員事業所において営業用貨物自動車の運転に従事する男性ドライバーであって、令和2年4月1日～令和4年2月28日までの間に第2条に掲げる免許の取得に要した費用について助成を行うものとする。

(助成交付額)

第5条 助成金の交付額は、当該年度の予算範囲内において、取得した免許の種類に応じて次に掲げる各号の額を上限として助成する。

ただし、国及び関係団体等から助成金が交付されている場合、あるいは運転者個人が免許取得費用を支払った場合には助成金を交付しないが、東京しごと財団から助成を受けて実施している業界別人材確保支援事業との併用及び準中型免許の新規取得と5トン限定解除については、全ト協の取次事業として実施している「準中型免許取得助成事業」との併用を可能とする。

また、1会員事業者あたり2名を助成の上限とする。

- (1) 大型免許・中型免許・準中型免許の新規取得は50,000円とする。
- (2) 中型免許・準中型免許の限定解除審査は30,000円とする。

(助成金の申請手続き)

第6条 会員事業者が助成金の交付を受けようとする場合には、東ト協所定の様式「男性ドライバー免許取得助成金交付申請書」(様式1)に必要事項を記入押印の上、①指定教習所発行の会員事業者宛の領収書の写し(必ず取得した免許の種類を明記)、②運転免許証の写し(両面)、③健康保険証の写し(両面・必ず被保険者等記号・番号・保険者番号の3箇所にマスキングを施すこと)、④在籍証明(助成金請求直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳のいずれか1点(写))⑤中小企業者であることが確認できる書類(写)(事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ)⑥宣誓書(様式2)を添えて東ト協へ請求することとする。

(助成金の交付)

第7条 東ト協は、第6条の請求に基づき精査確認の上、適正と認めたときは会員事業者へ助成金を交付する。

(助成金の交付取り消しと返還)

第8条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、東ト協は助成金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、又は本要綱及び実施要領に違反したとき

2 前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、東ト協は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

(助成金交付対象者の退職制限)

第9条 会員事業者は、助成金交付の対象となったドライバーについて、助成金交付日を起算として5年以上自社のドライバーとして継続勤務することを原則とし、これに満たない場合においては会員事業者に対して経過年数に対応した額の返還を求めることができる。
ただし、特別な事情などにより東ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、東ト協が別に実施要領を定める。

(附 則)

本要綱は令和3年4月1日より施行する。